

# 基金だより

2016年  
8月発行

平成27年度決算をお知らせします

日本金属企業年金基金

# 基金決算のお知らせ



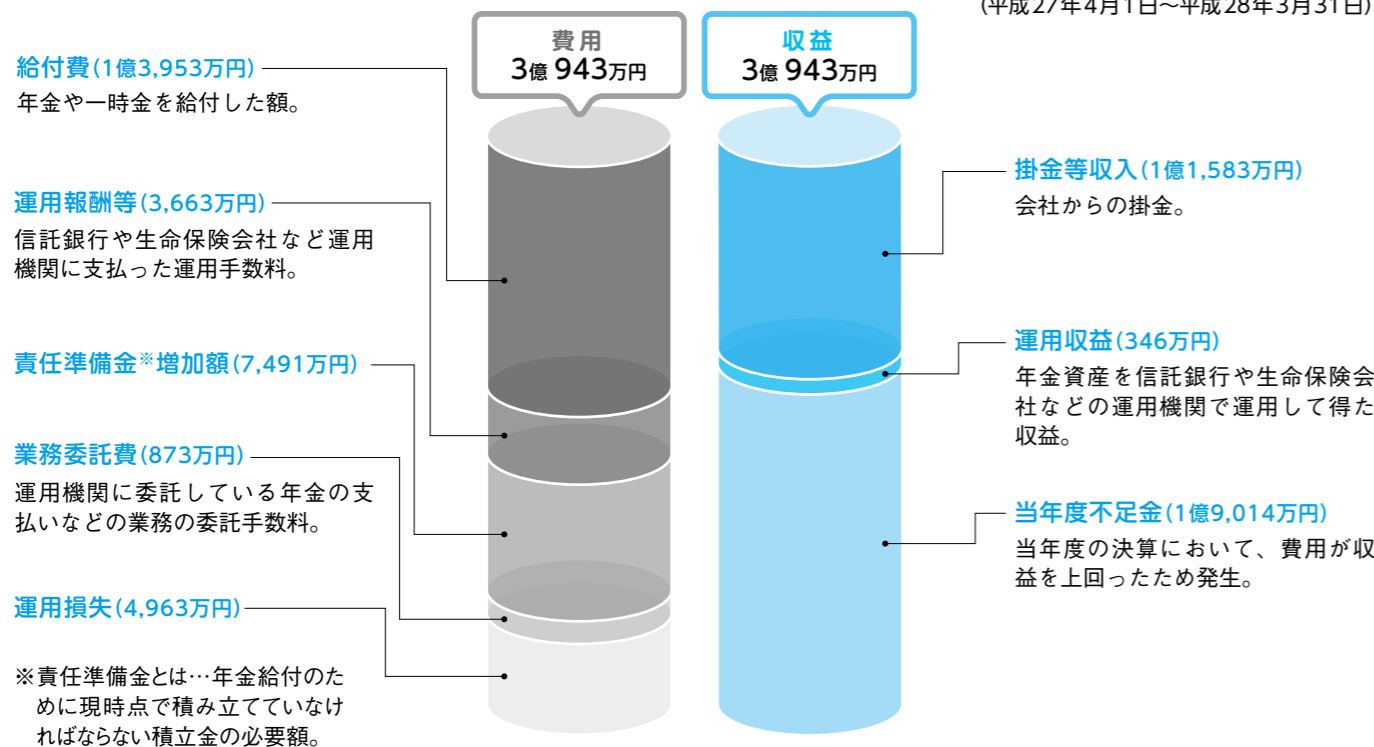
## 年金 経理

年金の給付や掛金の受け入れ、年金資産の管理運用などを行う経理です。年金資産の評価方法は財政状況を的確、かつ、わかりやすくする観点から、時価評価で表示しています。

### 1年間の収支状況 (損益計算書・経常収支)

基金の主な収入源である掛金、支出である年金・一時金の支払いのほか、年金資産の運用損益などの1年間の収支を明らかにしています。

(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

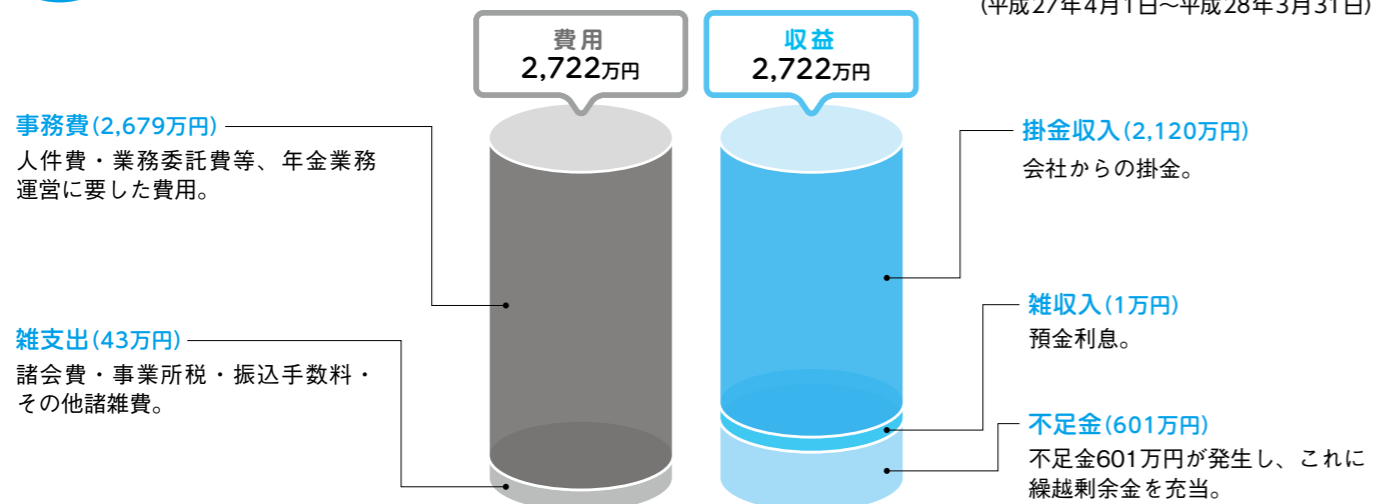


## 業務 経理

### 業務会計

基金を運営するための経費を処理する会計です。基金の運営にあたっては、各種費用の見直しを行い経費削減に努めました。

(平成27年4月1日～平成28年3月31日)



\*なお、貸借対照表につきましては、資産勘定は流動資産3,330万円、当年度不足金601万円を計上し、負債勘定は繰越剰余金3,931万円の計3,931万円を計上しました。

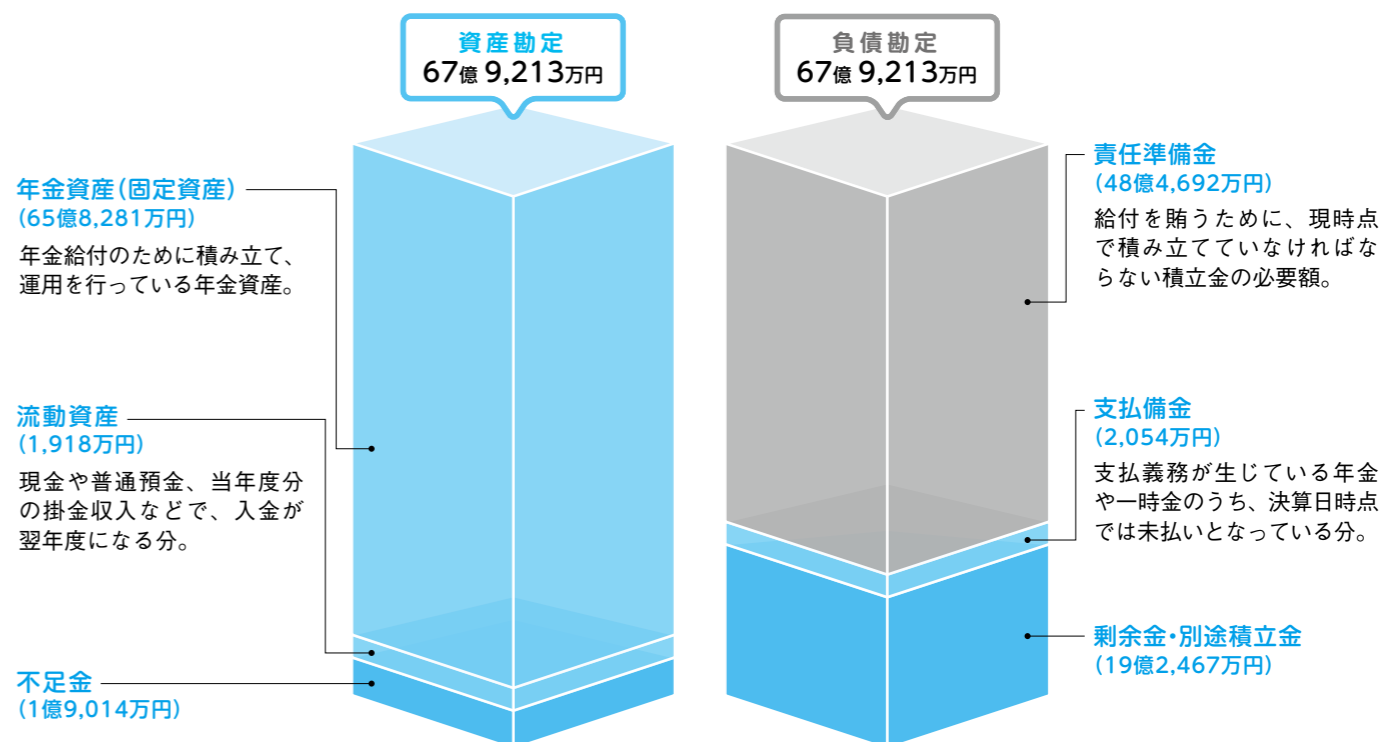
去る7月14日に代議員会が開催され、当基金の平成27年度の決算および財務検証結果が承認されましたので、その概要をお知らせいたします。

当年度決算では、190百万円の不足金を計上しました。差損益の主な要因は、資産運用実績・時価ベース (年△1.24%) が、予定利率 (年 2.50%) を下回ったことによる利差損です。当年度不足金には、別途積立金を充てることとしました。

### 資産と負債のバランス (貸借対照表)

年度末において、実際に保有する年金資産と、将来の年金給付のために積み立てておくべき資産 (責任準備金) を比較し、基金財政が健全に推移しているかをチェックします。

純資産：(固定資産+流動資産)-(流動負債+支払備金) 負債 基本金 (平成28年3月31日現在)



\*当年度不足金に別途積立金を充てることで、翌年度の別途積立金は1,735百万円となりました。

### 基金では財政検証を実施しています

基金では、加入者・受給 (権) 者の皆さまの受給権保護のために、決算期ごとに年金資産の積立状況を2つの方法 (継続基準、非継続基準) で検証しています。検証の結果、基準値をクリアしていない場合は、積立計画の見直しが必要になります。

#### 継続基準

将来の給付のために保有しておくべき年金資金が、計画どおりに積み立てられているかを検証します。

$$\frac{\text{純資産額}}{\text{責任準備金}} = 1.35 \text{ (基準値: 1.0以上)}$$

#### ●検証結果

純資産額が責任準備金を上回っており、基準値をクリアしています。年金資産は順調に積み立てられており、掛金の見直しを行う必要はないことが確認されました。

#### 非継続基準

現時点で基金が解散したと仮定した場合、加入者・受給 (権) 者の加入期間に応じた給付に必要な資産を保有しているかを検証します。

$$\frac{\text{純資産額}}{\text{最低積立基準額}^{*1}} = 1.36 \text{ (基準値: 0.98以上}^{*2}\text{)}$$

#### ●検証結果

最低積立基準額に対する純資産額の割合が、基準値0.98を上回っており、基準値をクリアしています。積立水準を確保するための措置を行う必要はないことが確認されました。

※1 最低積立基準額：現時点で基金が解散したと仮定した場合に、加入者・受給 (権) 者の加入期間に見合った給付を賄うために必要な年金資産。  
 ※2 非継続基準の基準値は平成24年度決算から0.02ずつ引き上げられ、平成28年度以降は本来の基準値である1.0に戻ります。

# 基金の業務概況

平成27年度決算時（平成28年3月31日現在）の当基金の概況等をお知らせいたします。

## 平成27年度決算時の加入者の数および給付種類ごとの受給権者の数

〈加入者の数〉		〈給付種類ごとの受給者の数〉		〈待期者の数〉		
	人数	給付種類	人数	給付種類	人数	
男子	642人	老齢給付金	年金	553人	老齢給付金	25人
女子	74人		一時金	7人		
計	716人	脱退一時金	13人			
		遺族給付金（一時金）	0人			

## 平成27年度決算時の給付の種類ごとの支給額等の状況について

〈給付の状況〉		件数	金額	件数	金額	
老齢給付金	年金	553件	103,705,558円	脱退一時金	13件	8,601,600円
	一時金	7件	27,412,300円	遺族給付金（一時金）	0件	0円

## 平成27年度決算時の掛金の額、納付時期および掛金の納付状況

	納付決定額A	納付済額B	納付率B/A
標準掛金	115,896,780円	115,896,780円	100%
特別掛金	—	—	—
特例掛金	—	—	—
事務費掛金	21,168,000円	21,168,000円	100%

掛金の納付時期	当月分を翌月末納付（全額事業主負担）	平成27年3月分～平成28年2月分
---------	--------------------	-------------------

## その他確定給付企業年金の事業に係る重要事項

企業年金連合会ではこれまで支払保証事業を行ってまいりましたが、厚生年金基金制度の見直しに関する法令等を受け、多くの厚生年金基金（以下、厚年基金）が解散や代行返上することとなり、連合会ではこの事業を廃止することとしました。

廃止に伴う積立金の分配が平成28年6月30日に行われ、当基金は4,590,706円を受領し雑収入として処理いたしました（当基金は代行返上前に厚年基金として拠出金を納付していました）。

なお、平成26年11月開催の理事会での決定により、積立金の分配については「業務経理での受入」としました。

※支払保証事業とは 厚年基金が母体企業の経営悪化などによりやむを得ず解散したとき、加入員や受給権者等の年金をできるだけ確保できるよう、各厚年基金からの拠出金を原資とした共済制度のことをいいます。

## 代議員会その他の決議事項のお知らせ

代議員会では平成27年度決算関係のほか、次の議案が審議され可決・承認されました。

●基金規約の一部変更 施行：平成28年7月14日 適用：平成28年7月1日

（概略）「確定拠出年金法等改正」による対応

脱退一時金相当額の移換の申出期限に関する要件緩和については、NEWSCLIPに再掲

●財務および会計規程「別表」勘定科目の一部変更 施行：平成28年7月14日 適用：平成28年4月8日

（概略）「延滞金」の取り扱いが、民法に基づく「遅延損害金」へ変更されたことによる対応

## 平成27年度 資産運用結果レポート

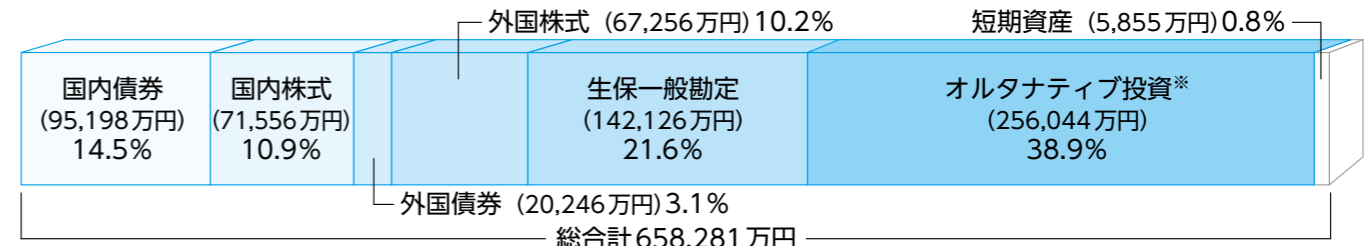
平成27年度における当基金の年金資産運用の利回りは△1.24%（時価ベース）となりました。今後も市場の動向を注視しつつ、適切なリスク管理のもと、安全、かつ、効率的な運用と収益の確保に努めてまいります。

■平成27年度 委託先別運用結果 資産運用は5社の金融機関に委託しています。（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

委託先	期末資産残高	シェア	収益	収益率*
信託銀行（3社）	451,991万円	69.0%	△4,963万円	△1.08%
生命保険（2社）	206,290万円	31.0%	346万円	0.16%
総合計	658,281万円	100%	△4,617万円	△0.69%

※時間加重収益率…運用機関の意思によってコントロールできない運用期間中のキャッシュ・フロー（事業主および基金の掛金や給付による資金の増減等）の影響を排除して、運用機関の運用能力を評価するのに適した投資収益率の計算方法です。

■平成27年度決算時 資産構成割合 各投資先に資産を配分して、リスク分散を考慮しながら運用しています。



### 国内債券

政府や企業などが資金調達のために発行する有価証券で、一般に満期に額面で償還されることが期待できるためリスクの低い資産と言われ、安全確実を目指す年金積立金運用の対象として重要な資産です。

### 国内株式

高収益も期待できるリスク性の資産。債券だけでは十分に獲得できない収益を長期的に見て安定して獲得することが期待できます。

### 外貨建資産（外国債券・外国株式）

外国資産への投資は、経済成長段階や経済循環の異なる各国に分散投資を行うことで、国内資産への投資だけでは得られない幅広い分散による金融商品の組み合わせの効率性の改善が期待できます。ただし、為替相場の影響、政治的リスクなどに留意する必要があります。

### 生保一般勘定

生命保険会社の商品で、個人保険や企業年金資産等を合同して一つの勘定で運用されています。元本と契約時に定められた一定の利率の保証がされており、生命保険会社が運用のリスクを負います。また運用の結果次第では、剰余金の還元としての配当があります。

### オルタナティブ投資

「代替投資」とも呼ばれ、株式、債券といった伝統的な資産とは異なった資産に投資を行うことで、ヘッジファンドや不動産等が代表例ですが、一般にその投資対象は株式や債券などの価格連動性（相関性）が低いとされ、有効な分散投資先としての選択肢となっています。

※（内訳）リスク抑制コントロール型ファンド179,664万円・各種オルタナティブ15,424万円・生命保険リンクファンド30,040万円・損害保険リンクファンド30,916万円

## 当基金の資産運用の基本方針について

### ●運用の目的

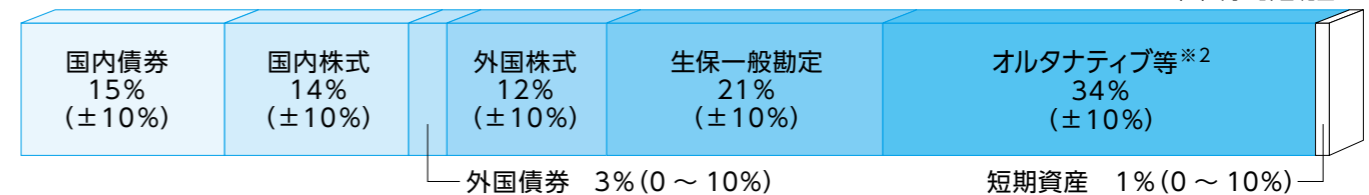
当基金の規約に規定した年金給付金および一時金等の支払いを将来にわたり確実に行うため、必要とされる総合収益を長期的に確保することを目的としています。

### ●運用の目標

年金資産の運用については、リスク管理に重点を置き「安全かつ効率的な」運用を努めて、政策的資産構成割合に応じて組み合わせた「制度維持のために必要な収益率を長期的に上回ること」を運用目標としています。

### ●政策アセット・ミックスについて（平成28年度）

（ ）内は許容範囲※1



※1 許容範囲…実際の運用においては、政策アセットミックスを保つことが理想ですが、市場の変動などにより実際のアセットミックスとの間に乖離が生じた場合も、その修正を必要としない範囲のことです。

※2 リスクコントロール型ファンド（国内債券、国内株式、外国債券、外国株式の資産配分を機動的に変更するファンド）への投資は、オルタナティブ等の資産分類に含めることとしました。

### <参考>平成27年度の市場動向

国内株式は、円安の進行等により期初は大きく上昇しましたが、その後は中国経済の減速懸念や原油価格の低下等により下落しました。外国株式も、良好な経済指標等から期初は上昇しましたが、その後は世界経済の先行き不透明感から下落しました。国内債券は、年明け後のマイナス金利政策により利回りが大幅に低下（価格は上昇）しました。外国債券も年明け後は世界経済の減速懸念等をうけて低下しました。

### 【市場の収益率】

平成28年3月31日現在

		平成27年度	平成26年度
国内	債券（NOMURA-BPI）	5.40%	2.97%
	株式（TOPIX+配当）	△10.82%	30.69%
外国	債券（CITI WGBI、円換算後）	△2.74%	12.28%
	株式（MSCI、円換算後）	△8.64%	23.54%

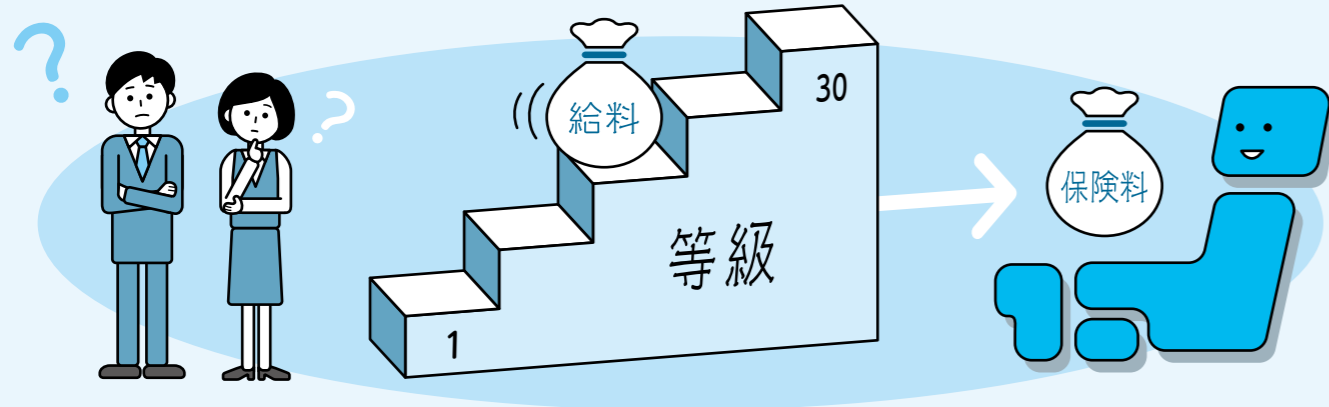
（資料）企業年金連合会ホームページ



テーマ ▶ 年金制度の負担のしくみ

# 年金の保険料・掛金は どうやって決まりますか？

**厚** 生年金保険に加入している皆さんは、将来、要件を満たすことで国から年金をうけることになります。国から年金をうけるには、皆さんが納めた保険料や掛金の記録が重要になります。保険料や掛金が決まるしくみについて確認してみましょう。



## 国の年金の保険料

- 日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人は、「国民年金」に加入します。
- さらに、民間企業等で働く皆さんは、入社と同時に「厚生年金保険」にも加入します。
- そのため、皆さんは毎月の給料と賞与から厚生年金保険料を国へ納めます(国民年金保険料は厚生年金保険料に含まれています)。この際、保険料は会社と折半して納めます。

## 企業年金の掛金

- 企業年金制度のある会社で働く皆さんは、国の年金とは別に、「企業年金」にも加入しています。
- 当企業年金の掛金には、加入者の皆さんの将来の給付のための「標準掛金」と、基金の事業運営に要するための「事務費掛金」等があります。これらの掛金は、全額会社が負担しているため、皆さんの負担はありません。

### ■ 保険料・掛金負担のイメージ



## 厚生年金保険の保険料額の決まり方

- 厚生年金保険の保険料額は、給料(標準報酬月額)と賞与(標準賞与額)に共通の保険料率(17.828%)を掛けて計算されます。保険料は会社と折半されます。
- 標準報酬月額とは、皆さんの報酬(CHECK POINT! 参照)を1等級(98,000円\*)から30等級(620,000円)までの一定の幅で区分された報酬月額にあてはめて決められます。  
\*平成28年10月から下限が88,000円に引き下げられます。

### ■ 保険料額表(平成27年9月～平成28年8月)

(単位:円)

等級	標準報酬月額	報酬月額		保険料率(折半)
		以上	未満	
1	98,000	～ 101,000		8,736
(略)				
15	240,000	230,000 ～ 250,000		21,394
16	260,000	250,000 ～ 270,000		23,176
17	280,000	270,000 ～ 290,000		24,959
18	300,000	290,000 ～ 310,000		26,742
19	320,000	310,000 ～ 330,000		28,525
20	340,000	330,000 ～ 350,000		30,308
21	360,000	350,000 ～ 370,000		32,090
22	380,000	370,000 ～ 395,000		33,873
23	410,000	395,000 ～ 425,000		36,547
24	440,000	425,000 ～ 455,000		39,222
25	470,000	455,000 ～ 485,000		41,896
(略)				
30	620,000	605,000 ～		55,267

\*保険料率は平成27年9月～平成28年8月までの率です。  
\*保険料率は毎年0.354%ずつ引き上げられ、平成29年9月から18.3%で固定されます。

**ご自身の保険料を確認してみましょう。**

保険料は、  
標準報酬月額 × 保険料率  
で計算できます。左の表にあてはめて計算してみましょう。

たとえば…  
給料が295,000円の場合  
標準報酬月額:300,000円(18等級)  
保険料率:8.914%(折半)

300,000円 × 8.914% = 26,742円  
となります。

CHECK POINT!

### 標準報酬月額の対象となる報酬とは？

- 報酬とは、賃金、給料、手当などの名称を問わず、皆さんが労働の対価として受けるすべてのものを言います。
- 金銭でなく現物で支給される場合も、標準報酬月額の対象となります。食事や住宅は、都道府県ごとの「厚生労働大臣が定める現物給与の価額」、その他のものは時価で決定されます。

給与となる現物	給与とならない現物
通勤定期券/回数券/食事/食券/社宅/寮/被服(勤務服でないもの)/自社製品 など	制服/作業着(業務に要するもの)/見舞品/本人負担3分の2以上の食事 など

## 企業年金の掛金額の決まり方

- 確定給付年金制度では、退職時の年金や一時金の給付算定式があらかじめ定められています。この給付のための「標準掛金」の額は、予定利率(現行:2.5%)、予定死亡率、予定脱退率など計算基礎率に基づき算定され、基金規約で定められます。詳細は企業年金基金にお問い合わせください。

# NEWS CLIP

## 雇用保険料率が引き下げられました

**雇**用保険法等の改正により、平成28年4月から29年3月までの雇用保険料率が引き下げられました。雇用保険は、失業した場合などに再就職までの一定期間給付を受けとれる制度です。失業等給付の雇用保険料は事業の種類によって料率が異なり、事業主と労働者で折半して負担します。平成28年4月から29年3月までに労働者が負担する保険料率は、一般で0.4%、農林水産・清酒製造で0.5%、建設で0.5%と、いずれも27年度より

も0.1ポイント引き下げられました。

また、65歳以上の人に雇用保険を適用拡大します。65歳以上になると、65歳になる前から同じ企業に引き続き雇用される場合を除いて雇用保険に加入することができません。しかし、高齢者の雇用を促進するため、65歳以上で新たに企業などに雇用される場合でも雇用保険に加入できるように法律を見直しました。この取り扱いは、平成29年1月から実施される予定です。

## 国民年金保険料の後納保険料等が告示されました

**国**民年金保険料の納め忘れがあると、保険料を全額納付した場合より将来うける年金額が低くなります。平成27年10月から30年9月末までは、過去に納め忘れた国民年金保険料のうち過去5年分までを納められる後納制度が実施されています。後納制度を利用することで、将来受ける年金額が増えるほか、年金を受給できるための期間を満たせる場合もあります。後納制度の保険料額は、申し出た年度から3年度以前は当時の保険

料額に、加算額が上乗せされます。後納保険料額は毎年変わるため、年度が変わったときは年金事務所でも再度申し込み手続きが必要です。28年度に加算額が上乗せされた保険料額は図表のとおりです。

図表●後納保険料額

平成23年度の月分	1万5,740円	
平成24年度の月分	1万5,430円	
平成25年度の月分	1万5,250円	
平成26年度の月分	1万5,250円	加算額なし
平成27年度の月分	1万5,590円	加算額なし

## 脱退一時金相当額の移換の申出期限に関する要件が緩和されました

**確**定給付企業年金（以下、DB）の中途脱退者が、他の企業年金（DB、DC）へ脱退一時金相当額を移換する場合の申出期限に関して、「移換先の加入者資格を取得した日から3月を経過する日」を考慮不要とするよう要件が緩和されました。（ただし、連合会・厚年基金への移換申出期限については、現行どおりの取り扱いとなります）

現行は、次のいずれか早い日までの間に限って行うことができました。

- ①移換元DBの加入者資格の喪失から1年を経過する日
- ②移換元DB・DCの加入者資格を取得から3月を経過する日

改正後は、※移換元DBの加入者資格の喪失から1年を経過する日までの間に限って行うことができることとなりました。

【DB法施行令第50条の2・第54条の6】

施行：平成28年7月1日